

盛岡 広域振興局長

提出者 盛岡セイコー工業株式会社

住所 〒020-0596 岩手県岩手郡雫石町板橋61-1

氏名 代表取締役社長 加藤 幸則

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

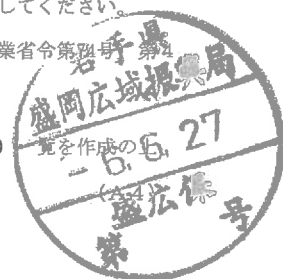
主たる工場又は事業場の名称	盛岡セイコー工業株式会社	*整理番号			
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県岩手郡雫石町板橋61-1	*受理年月日	年 月 日		
エネルギー使用量	4,161 kl	*施設番号			
自動車の使用台数	台				
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。				
二酸化炭素の排出の抑制のための措置					
その他の地球温暖化の対策に関する事項					
変更年月日及び理由	年 月 日、				
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない				

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
盛岡セイコー工業株式会社	岩手県岩手郡雫石町板橋61-1	4,161 kℓ
		kℓ
		kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第80号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		()年度						E=B-D	二酸化炭素排出 量 (t-CO ₂)		
		エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量						
		数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D				
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL			kL					
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL					
	揮発油(ガソリン)	2.15	kL	72		kL		72	5		
	ナフサ		kL			kL					
	ジェット燃料		kL			kL					
	灯油	55.07	kL	1,470		kL		1,470	238		
	軽油	0.16	kL	6		kL		6	0		
	A重油		kL			kL					
	B・C重油		kL			kL					
	石油アスファルト		t			t					
	石油コークス		t			t					
	石油ガス	8.39	t	420		t		420	25		
	石炭	液化石油ガス(LPG)		t			t				
		石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³				
		液化天然ガス(LNG)		t			t				
		その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³				
		原料炭	輸入原料炭		t			t			
			コークス用原料炭		t			t			
			吹込用原料炭		t			t			
			輸入一般炭		t			t			
一般炭			t			t					
国産一般炭			t			t					
輸入亜種炭		t			t						
石炭コークス		t			t						
コールタール		t			t						
コークス炉ガス		千m ³			千m ³						
高炉ガス		千m ³			千m ³						
発電用高炉ガス		千m ³			千m ³						
転炉ガス		千m ³			千m ³						
その他の燃料	都市ガス		千m ³			千m ³					
	()										
	()										
非化石燃料	薪炭		t			t					
	木材		t			t					
	木質廃材		t			t					
	バイオエタノール		kL			kL					
	バイオディーゼル		kL			kL					
	バイオガス		千m ³			千m ³					
	その他バイオマス		t			t					
	RDF		t			GJ/t					
	RPF		t			GJ/t					
	廃タイヤ		t			GJ/t					
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t					
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t					
	廃油		kL			GJ/kL					
	廃棄物ガス		千m ³			千m ³					
	混合廃材		t			t					
	水素		t			t					
	アンモニア		t			t					
	その他燃料()										
小 計 ①							1,568		268		
熱	産業用蒸気		GJ			GJ					
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ					
	温水		GJ			GJ					
	冷水		GJ			GJ					
	地熱		GJ			GJ					
	温泉熱		GJ			GJ					
	太陽熱		GJ			GJ					
	雪氷熱		GJ			GJ					
	小 計 ②										
	電気事業者①	17,894.37	千kWh	154,607		千kWh		154,607	8,536		
電気事業者②(※資料提供している場合使用)		千kWh			千kWh						
自己発電(※非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh						
自家発電	太陽光	763.74	千kWh	2,719		千kWh		2,719			
	水力		千kWh			千kWh					
	風力		千kWh			千kWh					
	その他		千kWh			千kWh					
	小 計 ③							167,321	8,536		
合 計 ④=①+②+③							161,289	8,804			

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	4.161	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	8,804	t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素		t-CO ₂
メタンの排出量		47.4	t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		13.9	t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量		43.4	t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量			t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量			t-CO ₂
合 計		8,899	t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

CO2排出量を令和5年度比で毎年度1%以上削減する。

【具体的な取組】

○省エネルギー

①電気

- ・ラビット式照明及びHf型照明をLED照明に変更し電力量を削減
- ・超高効率トランスへの更新
- ・水冷式パッケージエアコン → 高効率空冷式パッケージエアコンへの更新
- ・生産ライン エアブローの適正化またはブロワ転換による圧縮エアークンプレッサー電力量を削減
- ・生産ライン 圧縮エアークンプレッサー圧力適正化によるコンプレッサー電力量削減
- ・省エネ機械への更新
- ・工場内圧縮エアークン削減及びエアークン漏れ削減活動によるコンプレッサー電力量削減

②灯油

- ・灯油式ボイラー暖房 → 電気式暖房への転換

③LPG

- ・ガス式ファンヒーター → 電気式暖房への更新

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

- ・PPA事業による自己消費型太陽光発電で、更に工場で使用する電力の一部を賄う。

○自動車利用抑制

- ・社有車 EV化への検討

○輸送の合理化

①ガソリン

- ・フォークリフトの更新(ガソリン⇒電気)

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- 環境方針・目的を受け、省エネ・省資源対策部会は環境目標を作成する。
- 各課は環境アクションプランを作成し、環境目標に向けた取組を行う。
- 事務局は各データを集計し、毎月掲示する事で従業員に状況報告及び抑制の啓蒙を図る。
(化学物質使用量、グリーン購入比率、廃棄物排出量、CO2排出量(電気・灯油・LPG等)、紙使用量)

(3) 計画の達成度の把握方法

- ・環境推進委員会を開催し、事務局からの実績報告を受け、目標達成に向けての進捗管理を行なう。
- ・内部環境監査を行ない、環境マネジメントシステムが要求事項に適合し、かつ確実に機能しているかを確認する。
- ・環境推進委員会及び内部環境監査の結果を受けて、環境パフォーマンスの継続的改善を達成するためマネジメントレビューを行ない、適切かつ効果的に運営されているかの確認・見直しを行う。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・「地域と始める環境報告会」の開催
- ・「いわて地球環境にやさしい事業所」四つ星認定の維持
- ・「企業の森づくり活動に関する協定」の締結(岩手県、雫石町)
- ・「エコスタッフ養成セミナー」への参加
- ・「平庭高原植樹活動」に参加
- ・紙使用量の削減(電子化の推進)